

新型コロナウイルス感染症-19 中央災難安全対策本部定例ブリーフィング ～（9月13日付保健福祉部報道資料（該当部分仮訳））～

前文

（省略）

1. 防疫管理状況及び危険度評価

（省略）

2. 首都圏におけるコロナ19に関する措置の状況（ソウル、仁川、京畿道）

（省略）

3. 首都圏の防疫措置の調整案

□中央災難安全対策本部は、首都圏の「社会的距離の確保」を第2段階に緩和し、この措置を9月27日まで延長する。但し、危険施設に対する防疫措置を更に強化する精密な防疫措置を追加することにした。

これは、流行状況が好転しつつも、依然として危険性が存在する中、効率性と危険要因等を総合的に考慮したものである。

-国民の皆様は「社会的距離の確保」に積極的に参加していただいた結果、首都圏の感染者数は緩やかに減少する傾向にある。強化された「社会的距離の確保」第2段階の効果が本格的に発揮されることで、患者の発生減少傾向が続くものと判断している。

* 首都圏における国内発生の新規患者数：(8月21日)244名 → (8月27日)313名 → (9月2日)187名 → (9月5日)112名 → (9月8日)98名 → (9月11日)116名 → (9月12日)86名 → (9月13日)60名

** 首都圏の週平均の新規感染者数：先週(8月30日から9月5日)162名、今週(9月6日から9月12日)99名

-しかし、首都圏における現在の「社会的距離の確保」を引き続き維持すると、零細自営業者と庶民層の犠牲が伴うという問題が提起されてきた。特に、状況が安定化する中で、一部の庶民層に過度に大きな犠牲を強いる部分は、「社会的距離の確保」の効率性と受容性を低下させる可能性がある。

-医療界を含む各界の専門家が参加した生活防疫委員会(9月11日)でも、過度な犠牲を伴う「社会的距離の確保」を緩和し、危険度の高い施設への精密防疫に集中すべきだという意見が多数寄せられた。

中央災難安全対策本部は、こうした状況の分析と議論の結果を総合的に考慮し、庶民層の生業を直接制限する一部防疫措置を調整する等、「社会的距離の確保」を第2段階に緩和しつつも、医療施設のような高危険施設等については、精密な防疫管理を強化することを決定した。

□今回施行される具体的な措置は以下のとおり。

□庶民層の生業に係る施設の運営を、直接的に制限する一部防疫措置は調整するが、当該施設に中核防疫ルールを義務付け、防疫管理をより徹底的に強化する。

首都圏のフランチャイズ型のカフェ*は全ての営業時間においてテイクアウトとデリバリーだけを認めていた措置の代わりに、テーブルで座席を一つずつ空けて座ること、またはテーブルを一つ空けて座ることとし、店舗内の座席の利用人数を制限する。

*フランチャイズ型のコーヒーや飲料専門店、製菓製パン店、アイスクリームやかき氷店であり、加盟事業法による加盟店事業者、及び直営店の形態を含む。

-また、マスクの着用、立入者名簿の作成、テーブル間の2m(最低1m)間隔の維持も義務的に遵守させるようにする。

-但し、テイクアウトやデリバリー等、利用者が店舗内（屋外を含む）で飲食しない場合は、出入者名簿を作成しなくてもよい。

また、首都圏に位置する一般飲食店や休憩飲食店（小規模の飲食店）、製菓店については、21時以降はテイクアウトとデリバリーのみ許可されていた措置を解除し、

一定規模(例:150㎡)以上の一般飲食店や休憩飲食店（小規模の飲食店）、製菓店にマスク着用、出入者名簿作成、テーブル間の2m(最低1m)間隔維持等の中核防疫ルールを義務付ける。

* テイクアウトやデリバリー等、利用者が店舗内（屋外を含む）で飲食をする場合は出入者名簿を作成しなくてもよい

-また、感染リスクを下げるために、テーブル内に仕切りを設けることや、利用者が自ら食べ物を取り分けて食べることができるように、個人用の食器を提供することを勧告し、これにインセンティブを与える案も検討する予定である。

○首都圏の300名未満の中規模や小規模の学習塾、読書室、スタディカフェ（自習室型のカフェ）、職業訓練機関、屋内体育施設に対しては集合禁止措置を緩和し、マスクの着用、立入者名簿の作成、利用者間の距離2m（最小1m）を設ける等のルールを義務付ける。

-習い事教室に対する中核防疫ルールの義務付けは、そのまま維持する。

〈首都圏防疫措置及び調整案の比較表〉

施設	既存の防疫措置	調整策(案)
<p>一般飲食店、 休憩飲食店（小規模 飲食店）、製菓店</p>	<p>▶21時以降のテイクアウト やデリバリーのみ許可 ▶マスク着用、出入者名簿 作成、社会的距離の確保等 の防疫ルールを義務化</p>	<p>▶一定規模以上の施設に対してマ スク着用、立入者名簿作成、社会 的距離の確保、換気や消毒等の防 疫ルールを義務化 * テイクアウトやデリバリー等 については、立入者名簿を作成し なくてよい ▶テーブル内に仕切り設置、食事 の取分け等を勧告</p>
<p>フランチャイズ型 のコーヒーや飲料 店、製菓製パン店、 アイスクリーム店、 かき氷店</p>	<p>▶営業時間全体においてテ イクアウトやデリバリーのみ許可 ▶マスク着用、出入者名 簿作成、社会的距離の確 保等の防疫ルール義務化</p>	<p>▶店舗内の座席の利用人数制限 * 座席を一席空けて座る、また はテーブルを一つ空けて座る ▶マスクの着用、出入者名簿の作 成、社会的距離の確保、換気や消 毒等の防疫ルールを義務化 * テイクアウトやデリバリー等 については、出入者名簿を作成し なくてよい</p>
<p>学習塾（300名未 満）、スタディカフ ェ（自習室型のカフ ェ）、職業訓練機 関、屋内体育施設</p>	<p>▶集合禁止 (学習塾や職業訓練機関に ついては遠隔授業のみ許 可)</p>	<p>▶マスクの着用、出入者名簿の作 成、社会的距離の確保、換気や消 毒等の防疫ルールを義務化</p>
<p>習い事教室</p>	<p>▶マスク着用、出入者名簿 作成、社会的距離の確保等 の防疫ルールを義務化</p>	<p>▶左に同じ</p>

全国のネットカフェは、未成年者の立ち入り禁止、座席を一つ空けること、飲食禁止等の防疫ルールを義務化し、高危険施設の指定から解除する。

これらの措置は9月27日まで適用され、中核防疫ルールに違反した場合、集合禁止措置、または300万ウォン以下の罰金が科される。

□致死率が高い高危険群が多数密集している医療機関、療養病院、施設等に対しては、先手を打って防疫管理を強化する。

このため、患者が病院に入院する際にコロナ19の診断検査を受ける場合、診断検査費用に対して、健康保険を適用する。

-これは全国に対して実施され、第2段階措置が施行される期間中、一時的に適用される。

また、首都圏に位置する療養病院や療養施設の防疫実態を点検し、標本診断検査を実施し、面会禁止を維持する等、防疫管理を強化する予定だ。

□これ以外に、首都圏で実施されていた「社会的距離の確保」第2段階に関する防疫措置は、9月27日まで引き続き維持される。

屋内50名以上、屋外100名以上が対面で集まる私的、公的な集合や集まり、行事に対して、集合禁止措置を実施する。

-集合や集まり、行事とは、同一の目的を持つ人々が事前に合意、約束、告知された日程に従って、同じ場所に集まって行う一時的な集合や集まり、行事である。

クラブ、カラオケ、ビュッフェ等の11種類の高危険施設に対しては、集合禁止措置が維持される。

〈集合禁止対象の高危険施設〉

▲クラブ、ルームサロン等の飲み屋、▲コーラテック、▲団欒酒店、▲キャバクラ、▲ナンパ居酒屋（一種の出会い系居酒屋）、▲カラオケ、▲屋内スタンディング公演場、▲屋内の集団運動(激しいGX類)、▲ビュッフェ、▲訪問販売等の直接販売広報館、▲大型塾(300名以上)

屋内国公立施設の運営中断、学校密集度の緩和等の措置も引き続き維持され、特に継続的に集団感染が発生している訪問販売業の集まりや投資説明会等を集中的に点検し、感染者が発生した場合には損害賠償を請求する等の対応を強化する。

教会の集まりや食事は引き続き禁止され、非対面礼拝を原則とするが、政府と宗教界の間の協議体で、具体的な案については議論し、決定する予定である。

今後、秋夕（チュソク）の連休が始まる9月28日から10月11日までの2週間はリスクが高いことを考慮し、全国的に特別防疫期間を設定し、防疫管理を強化する計画である。

- 詳しい内容は、今後「コロナ19」の流行の推移と変化する状況を注視し、決定する予定である。

□中央災難安全対策本部は、今回の防疫措置が現場できちんと実施され、確実な効果につながるよう、すべての力を集中し、各省庁及び地方自治体に対し、現場点検や管理を徹底して行うよう指示した。

4. 自己隔離者管理の現状、及び「社会的距離の確保」の履行状況
(省略)